ギガチャージ eSIM

月額定額プラン提供条件書

株式会社ビジョン（以下「当社」といいます。）が提供する「ギガチャージ eSIM 月額定額プラン」（以下「本プラン」といいます。）の提供条件は、以下のとおりです。
本提供条件書は、「ギガチャージ eSIM サービス利用規約」第 1 条第 3 項に定める個別規定に該当します。本利用規約と本提供条件書の内容が矛盾又は抵触する場合、本プランの料金、データ通信容量、契約期間、更新、解約、決済、返金その他本プランの提供条件については、本提供条件書が優先して適用されます。

第1条　（本プランの内容）

1. 本プランは、契約者が当社所定の方法により申込み及び決済を行うことにより、一定の利用期間ごとにデータ通信容量の提供を受ける月額定額型のプランです。
2. 本プランは自動更新型のプランであり、契約者が本提供条件書に定める期限までに解約を申し出ない限り、利用期間満了後に自動的に更新されます。
3. 本プランには、契約期間の縛り及び解約違約金はありません。ただし、利用期間の途中で解約した場合であっても、当該利用期間に係る料金の日割り計算又は返金は行いません。

第2条　（プラン別提供条件）

1. 本プランのプラン名、データ通信容量、初回利用期間（60 日間）、初回決済額（初回利用期間に対応する 2 か月分の料金）、更新期間、更新料金、解約期限その他のプランごとの提供条件は、当社が本サービスのウェブサイト、申込画面、申込完了画面その他当社が適切と判断する方法により表示します。
2. 契約者が申込み時に選択したプランの内容は、契約者が申込みを完了した時点で表示されていたプラン別提供条件によるものとします。
3. 当社は、将来の申込みに適用されるプランの名称、料金、データ通信容量、更新条件その他の提供条件を変更することがあります。この場合、変更後の提供条件は、当社が別途定める適用開始日以降に成立する契約に適用されます。
4. 前三項に基づき表示されるプラン別提供条件は、本利用規約第 1 条第 3 項に定める個別規定の一部を構成します。

第3条　（契約の成立）

1. 本プランに係る契約は、契約者が当社所定の方法によりプランを選択して申込みを行い、当社が当該申込みを承諾した時点で成立します。ただし、当社が決済完了を

契約成立の条件として定める支払方法については、当社所定の決済手続が完了した時点で本プランに係る契約が成立します。

2. 後払いその他当社が認める支払方法については、当社は、契約成立後、実際の支払完了を待たずに、本プランに基づくデータ通信容量を契約者の eSIM プロファイルに付与又は反映することがあります。
3. 契約者は、後払いを選択した場合であっても、契約成立後に発生する本プランの料金を、当社が指定する支払期限までに支払うものとします。
4. 後払いに係る料金の支払いが完了しない場合、当社は、データ通信容量の付与又は反映の停止、本サービスの利用停止、本プランの更新停止、本プランに係る契約の解除その他必要な措置を講じることがあります。

第4条　（初回利用期間）

1. 初回利用期間は、契約成立日から起算して 60 日間とします。
2. 初回利用期間の終了日の翌日を、初回更新期間の開始日とします。
3. 初回利用期間の終了日及び初回更新期間の開始日は、当社が申込画面、申込完了画面、確認メールその他の方法で表示する日を優先するものとします。

第5条　（自動更新及び決済）

1. 本プランは、初回利用期間の終了日の翌日を開始日として、その後 1 か月ごとに自動的に更新されます。
2. 初回利用期間に係る料金は、契約成立時に、初回決済額として一括して決済します。各更新期間に係る料金は、当該更新期間の開始日の前日に、契約者が登録した決済方法により決済します。ただし、当社が別途定める場合は、各更新期間の開始日に決済することがあります。この場合、当社は、申込画面、申込完了画面、確認メールその他の方法により、決済日を表示します。
3. 決済が成功した場合、当社は、当社所定の処理に従い、当該更新期間に対応するデータ通信容量を契約者の eSIM プロファイルに反映します。
4. 決済が完了しない場合、当社は、決済の再試行、データ通信容量の反映停止、本プランの更新停止、利用停止又は契約解除その他必要な措置を講じることがあります。
5. 各更新期間の開始日、決済日、データ通信容量の反映日、次回決済日その他の情報は、申込画面、契約者専用画面、確認メールその他当社が適切と判断する方法により表示します。

第6条　（解約）

1. 契約者は、当社所定の方法により本プランを解約することができます。
2. 初回利用期間については、初回利用期間の終了日の 15 日前までに解約を申し出る

ものとします。

3. 初回利用期間終了後の各更新期間については、当該更新期間の次回更新日の 15 日前までに解約を申し出るものとします。
4. 前二項に定める解約期限までに解約の申出が当社に到達しなかった場合、本プランは、次回更新日に自動的に更新され、当該更新期間に係る料金が決済されます。解約の申出が解約期限後に行われた場合、本プランは、当該更新期間の終了日をもって終了し、次回以降の更新及び決済は行われません。
5. 解約期限及び解約日は、当社が申込画面、契約者専用画面、確認メールその他の方法で表示する内容によるものとします。
6. 解約日が利用期間の途中となる場合であっても、当該利用期間に係る料金の日割り計算又は返金は行いません。

第7条　（データ通信容量及び有効期間）

1. 本プランに基づくデータ通信容量は、第 3 条及び第 5 条の定めに従い、当社所定の方法により契約者の eSIM プロファイルに付与又は反映します。
2. 各更新期間に対応して付与又は反映されるデータ通信容量の有効期間は、当該データ通信容量について通信を開始し、当該データ通信容量の開通処理が完了した日から 180 日間とします。
3. 前項のデータ通信容量は、本プランの解約又は契約終了後も、有効期間が満了するまで利用できます。ただし、当社の責めに帰すべき事由によらず、eSIM プロファイルを削除し、又は利用不能となった場合は、この限りではありません。
4. 複数のデータ通信容量が同一の eSIM プロファイルに付与又は反映されている場合の消費順序、データ開通処理の対象、残容量表示その他の取扱いは、当社、eSIM 事業者又は通信事業者の仕様によります。

第8条　（チャージ）

1. 契約者は、月額プランを利用中であっても、本利用規約に基づき、当社所定の方法によりチャージを申し込むことができます。
2. 月額プランに基づくデータ通信容量を使い切った場合であっても、月額プランに係る契約は当然には終了しません。契約者は、チャージを申し込むことにより、本サービスを継続して利用することができます。
3. チャージは、月額プランの解約又は変更には該当せず、月額プランに係る契約は、解約その他の終了事由がない限り、従前の条件で継続します。

第9条　（月額プランの変更）

1. 契約者が利用中の月額プランを他の月額プランに変更する場合、契約者は、当社所

定の方法により、利用中の月額プランを解約した上で、変更後の月額プランを新たに申し込むものとします。

2. 前項の場合、利用中の月額プランは、第 6 条に定める解約日をもって終了します。変更後の月額プランに係る契約は、契約者による新たな申込み及び当社による承諾をもって成立します。ただし、当社が決済完了を契約成立の条件として定める支払方法については、当社所定の決済手続が完了した時点で成立します。
3. 変更後の月額プランに係る契約が成立するまでは、利用中の月額プランが適用されます。
4. 月額プランの変更を理由として、利用中の月額プランに係る利用期間の途中での解約、料金の日割り計算又は既払料金の返金は行いません。

第10条　（解約後のデータ通信容量の取扱い）

1. 本プランを解約し、更新せず、又は本プランに係る契約が終了した場合であっても、既に付与されたデータ通信容量は、その有効期間が満了するまで利用できます。
2. 月額プランの解約、更新停止又は変更は、既に付与されたデータ通信容量の有効期間を延長するものではありません。
3. 月額プランの解約、更新停止又は変更は、解約日又は契約終了日までに成立したチャージに係る利用契約その他の別の利用契約、又は当該別の利用契約に基づき付与されたデータ通信容量に当然には影響しません。

第11条　（キャンセル及び返金）

1. 本プランに係る契約の成立後は、契約者又は利用者の都合による本プランの取消し、キャンセル又は契約の撤回はできません。
2. 本プランに係る料金の決済後は、契約者又は利用者の都合による月額料金の返金、減額又は日割り計算は行いません。
3. 本プランのプラン内容の変更に伴い、利用中のプランについて既に支払われた料金の返金、減額又は日割り計算は行いません。
4. 前三項にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により本プラン又は本プランに基づくデータ通信容量を全く利用できない場合は、本利用規約第 13 条その他の定めに従い、返金その他合理的な対応を行います。

第12条　（本利用規約との関係）

1. 本提供条件書に定めのない事項については、本利用規約が適用されます。
2. 本利用規約における「チャージ容量」には、本プランに基づき契約者に付与又は反映されるデータ通信容量を含むものとします。